ロ　プリント配線基板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（第五号に掲げる物を除く。）	
(1)　別表第四の一の項第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（ＰＣＢを含むものに限る。）を構成部品として含まない物	
(2)　別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物	
ハ　プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること（修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。）が予定されたもの	B一一一五
十三　プラスチックで被覆された金属ケーブル廃棄物（別表第四の一の項第十九号に含まれるもの又は別表第一の一の項の作業若しくは処分作業のいずれかの段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二第一号若しくは第二号に規定する方法以外の熱処理を伴う処分作業が予定されているものを除く。）	
十四　使用済みの触媒であって次に掲げる物（液状のものを除く。）	B一一二〇
イ　遷移金属の触媒であって次のいずれかを含むもの（別表第四の一の項第十四号に掲げる物を除く。）	
(1)　スカンジウム	
(2)　チタン	
(3)　バナジウム	
(4)　クロム	
(5)　マンガン	
(6)　鉄	
(7)　コバルト	
(8)　ニッケル	
(9)　銅	
(10)　亜鉛	
(11)　イットリウム	
(12)　ジルコニウム	
(13)　ニオブ	
(14)　モリブデン	
(15)　ハフニウム	
(16)　タンタル	
(17)　タングステン	
(18)　レニウム	
ロ　希土類金属の触媒であって次のいずれかを含むもの	
(1)　ランタン	
(2)　セリウム	
(3)　プラセオジム	
(4)　ネオジム	
(5)　サマリウム	
(6)　ユーロピウム	
(7)　ガドリニウム	
(8)　テルビウム	
(9)　ジスプロシウム	
(10)　ホルミウム	B一一三〇
(11)　エルビウム	B一一四〇
(12)　ツリウム	
(13)　イッテルビウム	
(14)　ルテチウム	
十五　貴金属を含む使用済みの触媒であって清浄なもの	B一一五〇
十六　貴金属を含む固形状の残滓（別表第六第十五号に掲げる物に該当しないものに限る。）	
十七　飛散性を有し、かつ、液状でない貴金属（金、銀又は白金族（いずれかの合金であるものを含む。）に限り、水銀（合金であるものを含む。）を除く。）であって、適切にこん包され、かつ、内容物を表示したもの	B一一六〇
十八　プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B一一七〇
十九　写真用フィルムの焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰	B一一八〇
二十　ハロゲン化銀又は銀を含む写真用フィルム	B一一九〇
二十一　ハロゲン化銀又は銀を含む写真用印画紙	B一二〇〇
二十二　鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずる粒状スラグ	B一二一〇
二十三　鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるスラグ（二酸化チタン又はバナジウムの原料となるスラグを含む。）	
二十四　亜鉛の製造に伴い生ずるスラグ（化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであって、主として建設用に加工されたものに限る。）	B一二二〇
二十五　鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるミルスケール	B一二三〇
二十六　酸化銅のミルスケール	B一二四〇
二十七　廃自動車（液状の物を除去したものに限る。）	B一二五〇
二	
無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　採掘作業に伴い生ずる物であって次に掲げる物（飛散性を有しないものに限る。）	B二〇一〇
イ　天然黒鉛	
ロ　粘板岩（粗削りしてあるか否か又はのこぎりでひくことその他の方法により切断してあるか否かを問わない。）	
ハ　雲母	
ニ　白榴石、ネフェリン又はネフェリンサイアナイト	
ホ　長石	
ヘ　ほたる石	
ト　固形状の珪素（鋳造操作で用いられるものを除く。）	B二〇二〇
二　カレットその他のガラスのくず（ブラウン管その他これに類するガラスのくずを除き、飛散性を有しないものに限る。）	
三　セラミックのくずであって次に掲げる物（飛散性を有しないものに限る。）	B二〇三〇
イ　サーメットのくず	
ロ　セラミックファイバー（この表又は別表第四に掲げる物を除く。）	
四　前三号に掲げる物以外の無機物を主成分とする物であって次に掲げる物	B二〇四〇
イ　排煙脱硫石膏（精製されたものに限る。）	
ロ　石膏ボード（工作物の除去に伴い生ずるものに限る。）	